

刈谷イノベーション推進プラットフォーム参画基準

(適用)

第1条 この基準は、刈谷イノベーション推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）への参画について、刈谷イノベーション推進プラットフォーム設置要領（以下「要領」という。）第4条に規定する基準を定めるものとする。

(参画の基準)

第2条 プラットフォームの参画には、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) プラットフォームの目的に賛同し、参画基準を理解し、誓約すること。
- (2) プラットフォームの運営や推進施策の実施について主体的に参画し、協働すること。
- (3) イノベーション・エコシステムの形成を推進する取組について、刈谷市や西三河地域に所在する中小企業に対して、情報発信、内容説明及び参加勧奨を行うこと。
- (4) イノベーション・エコシステムの形成を推進するため、刈谷市に所在する中小企業に対して、多様な主体と交流する機会となるプログラムを実施すること。
- (5) 刈谷市に所在する中小企業の課題把握に努め、プラットフォームにおいて共有すること。
- (6) 刈谷市に所在する中小企業に対し、多様な主体との円滑な連携をサポートするとともに、他の企業への波及循環を目的とした成果共有と可視化に努めること。
- (7) 愛知県及び関係地方公共団体、支援機関等との連携に努めること。

附 則

この基準は、令和6年8月29日から施行する。